（昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」という。）第四条第一項の国際総トン数をいう。）三百トン以上の漁船			
七	（略）	（略）	（略）
備考　（略）			

3～6　（略）

7　前項の規定によりその時期を繰り上げて受けた中間検査に合格した次表第一欄に掲げる船舶の次回以降の中間検査の時期についての第二項又は第四項の規定の適用については、同表第二欄に掲げる規定中同表第三欄に掲げる字句は、同表第四欄に掲げる字句とする。

（略）			
第二項の表第六号上欄に掲げる船舶	第二項の表第六号下欄	船舶検査証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十六月を経過する日までの間	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査に合格した日から起算して三十六月を経過する日
第二項の表第七号上欄に掲げる船舶	第二項の表第七号下欄	船舶検査証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査に合格した日から起算して三十九月を経過する日
（略）			

六	（略）	（略）	（略）
備考　（略）			

3～6　（略）

7　前項の規定によりその時期を繰り上げて受けた中間検査に合格した次表第一欄に掲げる船舶の次回以降の中間検査の時期についての第二項又は第四項の規定の適用については、同表第二欄に掲げる規定中同表第三欄に掲げる字句は、同表第四欄に掲げる字句とする。

（略）			
第二項の表第六号上欄に掲げる船舶	第二項の表第六号下欄	船舶検査証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査に合格した日から起算して三十九月を経過する日
（略）			